（合併等に関する規定の準用）

第二十五条の八　第二十条の二（第四項を除く。）、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、同条第二項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信用地上基幹放送（放送法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十六において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十三第四項」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十六において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十三第四項」と読み替えるものとする。

（登録の申請書等）

第二十五条の十　法第二十七条の十八第二項の申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとする。

2　法第二十七条の十八第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［削る］

一～四　［略］

［3・4　略］

（再登録の申請等）

第二十五条の十四　無線局の再登録を申請しようとするときは、次に掲げる事項（第四号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

［一～三　略］

四　希望する登録の有効期間

2　前項の申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとする。

［3　略］

（相続等における登録の承継の届出）

第二十五条の十五　法第二十七条の二十四第一項の規定により登録局の登録人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項の書面を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

［一　略］

（合併等に関する規定の準用）

第二十五条の八　第二十条の二（第三項を除く。）、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信用地上基幹放送（放送法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第三号」とあるのは「別表第五号の八」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第四号」とあるのは「別表第五号の九」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と読み替えるものとする。

（登録の申請書等）

第二十五条の十　法第二十七条の十八第二項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

2　［同上］

［一　無線局の種別

二～五　［同上］

［3・4　同上］

（再登録の申請等）

第二十五条の十四　無線局の再登録を申請しようとするときは、次の事項を記載した再登録申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

［一～三　同上］

四　登録の有効期間満了の期日

2　前項の再登録申請書の様式は別表第一号の五のとおりとする。

［3　同上］

（相続等における登録の承継の届出）

第二十五条の十五　法第二十七条の二十四第一項の規定により無線局の登録人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類に、同条第二項の書面を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

［一　同上］